

通信販売

新聞、折込チラシ、雑誌、テレビショッピング、ダイレクトメール、カタログ、ウェブサイト等により、申込みの勧誘を行い、消費者が郵便、電話、電子メール等により購入の申込みを行う販売方法

たとえば…

- 雑誌広告を見てブレザーを注文した。商品が届いてみるとサイズが合わないので、業者に「返品したい」と連絡したら、「返品は受け付けていない」と応じてくれない。
- インターネットの通信販売で商品を注文して送金したが、商品が届かない。事業者と連絡をとろうとしたが、既にホームページそのものがなくなっていた。

被害にあわないためのアドバイス

- 商品の内容や販売条件について、申し込む前に広告等で十分に確認しましょう。
- これ以上個人情報を知られないように問い合わせ等しないようにしましょう。
- インターネットの利用は慎重にしましょう。
- 送金したけども商品が届かないというトラブルも多いので、代金の前払いはできるだけ避けた方が無難です。
- 広告や注文の控えは、商品が届くまで保管しておきましょう。
- 通信販売は、商品購入の検討が十分時間をかけてできるため、**クーリングオフは適用されません**。ただし、事業者側で返品特約（商品が届いてから一定期間内であれば商品の返品を受け付ける制度）を設けている場合もあり、広告には返品特約に関して（特約がない場合にはその旨）記載しなければならないことになっています。
- 信頼できる事業者を選ぶため、「ジャドママーク」や「オンラインマーク」も、一つの目安となります。



ジャドママーク



オンラインマーク

トラブルへの対処法

- 返品特約が無い場合でも、商品が注文したものと違っていたり、商品に欠陥があったりする場合は、返品や交換を要求することができます。
- インターネット通販等の電子消費者契約については、事業者が申込者の操作ミスを防止するための措置（最終的な意思表示となる送信ボタンを押す前に、申込みの内容を表示し、そこで訂正できる機会を与える画面の設置等）を講じていない場合には、たとえ消費者に重過失があったとしても、操作ミスにより行った意図しない契約について無効を主張することができます。

地上デジタルテレビ放送開始にあたって

デジタル放送への移行に便乗して、切り替え工事代金などを名目にした架空請求や悪質な訪問販売などが発生しています。このような訪問販売やハガキなどが届いた場合は、次のことに注意してください。

1. ハガキに記載の電話番号に電話をかけると相手に電話番号を知られてしまいます。
2. デジタルテレビジョン放送の視聴のための工事は、できればお近くの信頼できる電気店などにご相談ください。